

Ⅲ. TA プロジェクト「情報化分科会」の活動報告

1. 活動概要

第1次 TA プロジェクトから第7次 TA プロジェクトまでの活動では、テキスタイルからアパレル間(TA 間)、そして小売に至るサプライチェーンの全体最適化を目指し、「取引に関わる課題」及び「情報の共有化についての具体策」等の検討を行ってきた。

この間、SCM の推進は、取引の正常化が進まない限り問題解決が図れないことから、公正な取引を実践するためのルールブックとして「ガイドライン」を策定し、参加企業は「ガイドライン」に基づく基本契約書の締結を行った上で、ビジネス活動を進めることで合意し実践しているところである。

「ガイドライン」が各企業で具体的に運用されたことにより、各業種間における取引上の問題が生じて、概ね解決が図れるという共通の認識を得られたことから、平成21年から「情報の共有化」についての検討を開始した。

第1ステップでは、将来の EDI 取引を前提とした TA 間の「仕入・納品伝票」の共有化について議論を進め、「仕入・納品伝票」フォーマットの統一を取り決めた。また、それに基づいた「SCM 統一伝票」を平成22年に策定し、現在、運用を進めているところである。

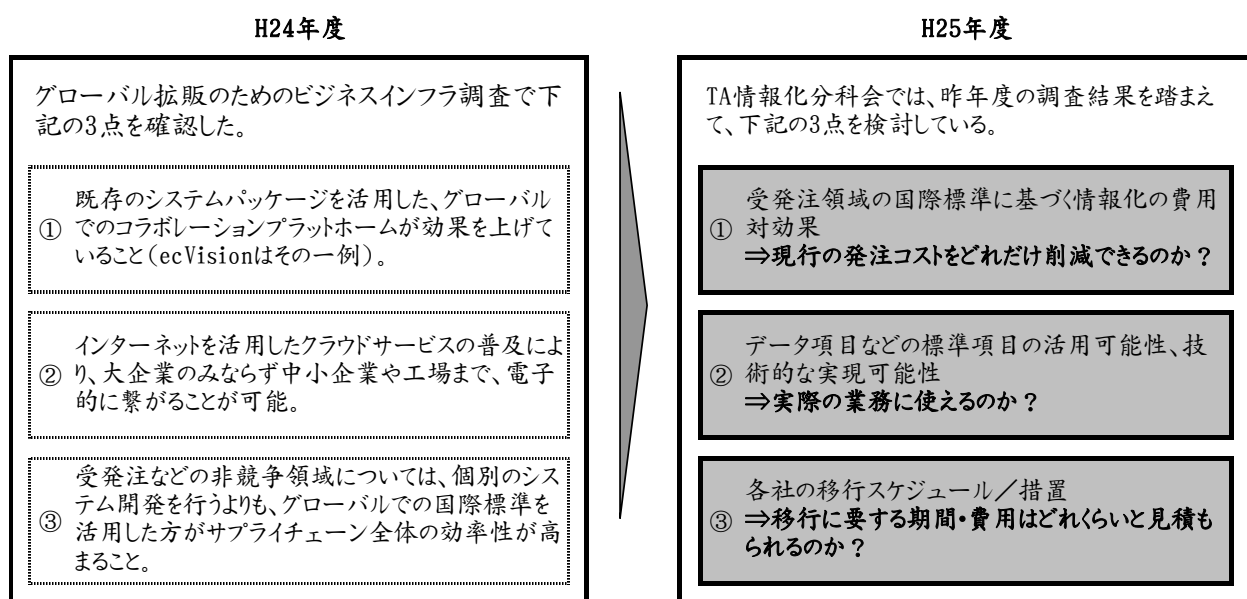
第2ステップでは、「ガイドライン」で取決めた範囲、すなわち、非競争領域に存在する業務系の情報項目「受発注業務に関する情報の共有化」(以下「情報の共有化」という)について検討を実施した。

この「情報の共有化」については、経済産業省の協力を得ながら、国内企業間だけでなく、今後の各企業が進めるグローバル展開を視野に、海外企業との取引を行うことも前提とした調査⁹や議論を行った。

その結果、「情報共有化」の標準化や国際標準プラットフォーム導入の必要性には異論は無いものの、過去から障壁となっている各論については結論を出すことが出来ず、今後の課題として、具体的な解決策の再検討を行うこととなった。

本年度「第10次 TA プロジェクト」では、上述の各論について議論を進めてきた。具体的には、情報共有項目、発注項目等の再検討、共通インフラとしての国際標準プラットフォームの選定、導入に向けたシステムの構築等についてである。

平成25年度に取り組む三つのテーマ



⁹ 「我が国繊維産業の国際競争力強化に向けたビジネス基盤に関する調査」

2.検討経緯

(1) 第10次TAプロジェクト（平成25年1月～平成25年10月）

情報分科会は、26社（アパレル7社、商社14社、副資材4社、小売業1社¹⁰）が参加し、8回の会議を行った。検討した内容は下記の通りである。

■ 「ガイドライン」の発注項目及び国際標準コードについて

- ・「ガイドライン」に則った受発注項目の定義、国際標準コードの確認
- ・受発注項目及び国際標準コードの電子化をする為の要件の取り決め

■ 平成24年度に経済産業省の支援を受けて実施した調査事業を基に、欧米、中国等の市場での「情報の共有化」について、国際標準を基にしたプラットフォームを運営している企業の選定を行った。

TAプロジェクトで進めている情報の共有化事業にほぼ合致していたecVision社のシステムのサービス全般及び開発中の「受発注」プラットフォーム（日本語対応）の機能について説明を受けた。

- ・「FISPA統一発注書」イメージの提示
- ・標準システムの料金体系及び自社既存システムとの連動について

■ 「情報共有化」に関する実証実験について

- ・「FISPA統一発注書」の受発注システムに繋いだ業務体験と実現可能性の検証。
- ・実験範囲を拡大し「受発注システム」に実際に繋いで業務の体験実現可能性の検証
- ・経済効果算出方法についての検討

開催日	検討項目
第1回 平成25年1月22日	1 「経営トップ合同会議」での答申について
	2 「情報の共有化」の各論の具体的な課題と解決策
第2回 平成25年4月9日	1 「ecVision社プラットフォームの紹介」 ecVision社 香港法人 取締役 Mr.マイク
	2 今後の情報化に関する活動について <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準に準拠した業界標準システム導入に向けた、実証実験を経た今後のスケジュール（案） ・システムの費用対効果及び導入実現の可能性を探る

¹⁰ 第8次TAプロジェクト（平成23年5月～9月、第1回から第4回）第9次TAプロジェクト（平成23年11月～平成24年9月、第1回から第8回）参加企業39社アパレル4社商社11社副資材5社テキスタイル6社染色加工3社流通4社ユニフォーム6社

開催日	検討項目
第3回 平成25年4月25日	<p>1 「受発注」必須項目の整理・検討、国際標準との比較検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「取引先コード」、「アイテムコード」の国際標準コード体系の活用 ・「ガイドライン」発注項目の定義に関してルール確認
第4回 平成25年6月18日	<p>1 「情報の共有化」におけるTAプロジェクトの活動経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、国際標準を採用する目的と想定される効果 ・各社における、「あるべき姿」と「移行措置／スケジュール」
	<p>2 「ecVision」社プレゼンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注機能のデモンストレーション ・各社のシステムとecVision社ソリューションの連携方法 ・多言語対応、価格体系について ・今後の日本語版開発スケジュールと体制 <p style="text-align: right;">ecVision社 米国社長 Mr.トーマス</p>
第5回 平成25年7月18日	<p>1 「情報の共有化」におけるTAプロジェクトの活動経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報化の歴史確認(過去の事例と国際標準の流れ) ・「国際標準体系」の基礎説明 ・手形取引等の日本固有業務の国際標準での実現方法 ・「第4回情報化分科会」での議論内容を受けた事項の確認
	<p>2 課題の整理と解決策の議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「取引ガイドライン」発注項目の定義に関してのルール確認
第6回 平成25年8月28日	<p>1 「情報の共有化」事業における項目の定義及び確認</p>
	<p>2 課題の整理と解決策の議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果の検証及び今後のスケジュール
第7回 平成25年9月26日	<p>1 システム運用の実現可能性検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験用システムにインターネット接続して、製品の受発注の模擬業務を実施
	<p>2 「情報の共有化」事業における項目の定義及び確認</p>
第8回 平成25年10月10日	<p>1 システム運用の実現可能性検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験用システムにインターネット接続して、部材の受発注の模擬業務を実施
	<p>2 経済効果算出方法についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITプラットフォーム活用の種類、効果を定量化する対象、費用の考え方を共有

3.「情報の共有化」に関する取り決め事項

(1)「情報の共有化」を行う検討範囲

今回の情報の共有化を行う範囲については、1.取引ガイドラインに則った「受発注業務」、2.売買が成立する事を前提として繊維産業の川上から川下まで各企業が必要とする業務系の非競争領域、3.国内企業間に加え海外企業との取引にも使用できる事を前提としている。

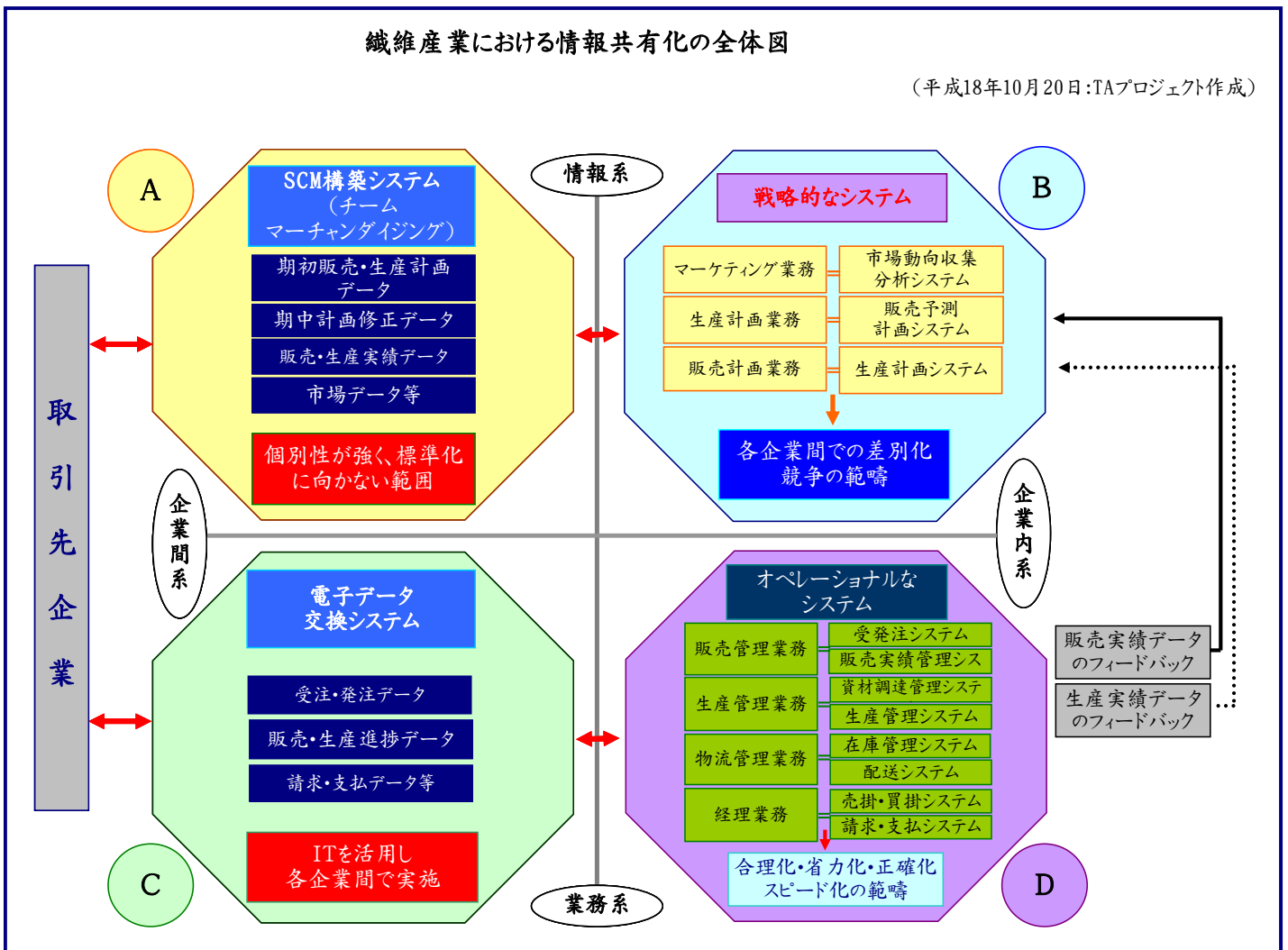
1) 非競争領域におけるシステム導入

「情報の共有化」システム構築の範囲は、Cゾーンの非競争領域とする。

下図の「繊維産業における情報共有化の全体図」で示したように、TAプロジェクトではAゾーンとBゾーンは企業間における競争領域であり、尚且つ、企業の戦略的な部分であるため共有化は難しいと判断した。

また、Dゾーンは非競争領域と競争領域が共存しているため、企業間の取り組みによっては「情報の共有化」が進む可能性は存在するものの、合意するまでには多大な時間を要することや、項目の扱い方によってはオプション項目が多発する可能性がある。

このようなことから、企業間競争があまり必要無く、SCM構成チームの上流から下流にいたる各企業の情報共有化が出来る可能性が一番高いのがCゾーンであり、取り組むべき「情報の共有化」はここからスタートすることを取り決めたのである。



2) 「取引ガイドライン」の発注項目と国際標準発注項目との比較

「ガイドライン」で定めた発注項目について、国際標準における発注項目との比較検討を行ったがほぼ合致していた。

下図はグローバルにサービスを行っている企業のクラウドシステムにおける発注項目との比較である。

「取引ガイドライン」における発注項目と国際標準との比較

「取引ガイドライン」における発注項目		国際標準における発注項目	
項目	内容	項目	内容
発注書No.		Order No.	
発行日	日付	PO Release Date	
契約当事者	主体者(企業名・担当者名)		
	発注者(企業名・担当者名)	Buyer Information	Name,Company,Div,Title
	受注者(企業名・担当者名)	Company Information	Name,Company,Div,Title
関連シート番号	計画情報共有シート番号	Reference No.	
	業務条件確認シート番号	Reference No.	
取引対象商品特定情報	商品品番・ブランド・品名・サイズ 等	Item	Code,Name,Description, Specified Information etc
発注数量	反数・M数・個数・枚数 等	Order Quantity	Total,Each
納期	日付 (分納の場合はそれぞれ分納単位ごとの納期を設定)	Due date	Each
納品先	発注者の指定場所を明記	Company Information	Name,Company,Div,Title
単価	商品単価	Price	
決済条件(期日・方法)	現金・手形・サイト・締日・起算日	Payment Information	
最終引取日	日付	(Due date)	
品質	試験結果の添付の有無	Additional Information	Quality Information
	品質に関して特筆すべき条件の記載		
知的所有権	商標取得及び登録の有無		

(2)受発注業務に関わる「情報の共有化」の取り決め事項と内容

受発注に関わる「情報の共有化」の取り決め事項については「ガイドライン」で取り決めた項目を基本に、受発注業務の電子化を行う場合の、各項目の定義及び使用する国際標準コード等の取り決めをおこなった。¹¹また、このメッセージの名称は「TA プロジェクト繊維標準メッセージ」(仮称)とする。

1) 発注項目の取り決め

発注項目は発注基本情報、発注明細、付帯情報の三つに区分し、それぞれに項目と項目の定義、必須と任意の区分、準拠する国際標準と記載方法、留意事項及確認事項が取り決められている。

【基本情報】

区分	項目	項目定義	必須・任意区分	準拠する国際標準	記載方法	
1.基本情報	発注書ナンバー	発注書を特定できる、発注書ごとに一意の番号。発注書の伝票番号が該当する。	必須	なし	英数文字	
	発行日時	発注書を発行した日付。年月日で特定する。	必須	ISO8601	YYYYMMDD (YYYYは西暦の年(4桁)、MMは月(2桁)、DDは日(2桁)) 【例:20130926】	
	契約当事者	発注者ID	発注者を一意に特定できる番号	必須	GLN	13桁の数字 ・国コード(2桁)+企業コード(5桁)+個別ロケーションコード(5桁)+チェックディジット(1桁) 【例:4512345678903】
		発注者 (企業名、担当者)	発注者となる企業名、担当者名	条件によって必須 ・企業間で取り交わされる運用規約において、企業IDだけではなく、テキストによる企業名記載が必須となっている場合は、必須。一方、企業IDだけでも可の場合、テキストによる記載は任意。 ・当該発注に関するコンタクトポイントとしての担当者が必要な取引の場合は、必須	なし	自由記入
	受注者	受注者ID	受注者を一意に特定できる番号	必須	GLN	13桁の数字 ・国コード(2桁)+企業コード(5桁)+個別ロケーションコード(5桁)+チェックディジット(1桁) 【例:4512345678903】
		受注者 (企業名、担当者)	受注者となる企業名、担当者名	条件によって必須 ・企業間で取り交わされる運用規約において、受注者IDだけではなく、自由記入による企業名記載が必須となっている場合は、必須。一方、受注者IDだけでも可の場合、自由記入による記載は任意。 ・当該発注に関するコンタクトポイントとしての担当者が必要な取引の場合は、必須。	なし	自由記入
	主体者	主体者ID	主体者を一意に特定できる番号。 ※「主体者」とは、事前に計画情報や商品の選定等の提示を行い、仕様書を策定し、取引当事者に履行責任を求める者を指す。	条件によって必須 ・対象となる取引が間接取引の場合は必須。一方、直接取引の場合は不要。	GLN	13桁の数字 ・国コード(2桁)+企業コード(5桁)+個別ロケーションコード(5桁)+チェックディジット(1桁) 【例:4512345678903】
主体者 (企業名、担当者)		主体者となる企業名、担当者名	条件によって必須 ・企業間で取り交わされる運用規約において、企業IDだけではなく、自由記入による企業名記載が必須となっている場合は、必須。一方、企業IDだけでも可の場合、自由記入による記載は任意。 ・当該発注に関するコンタクトポイントとしての担当者が必要な取引の場合は、必須。	なし	自由記入	

¹¹ 詳細は別添「発注項目」資料参照

区分	項目	項目定義	必須・任意区分	準拠する国際標準	記載方法	
	出荷先(納品先)	発注者が指定する納品場所	必須	GLN	13桁の数字 【例:4512345678903】 ・納品先のGLNが存在する場合は、原則としてGLNを指定する。(納品場所の住所は自動入力される。) ・納品先のGLNが存在しない場合は、納品場所の住所を記入する。	
	決済条件(期日・方法)	決済条件	決済に用いる手段	条件によって必須	591 Payment method code	上記国際標準による英文字3文字のコードに対応した日本語を表示する。 :現金、手形、電信送金、LC決済、ファクタリング 手形については、サイトが変動しうることを想定し、基本契約書で定められていないサイトが、当該の発注書に適用される場合は、決済条件補足説明欄に記載する。
		決済条件補足説明	下記のような、決済条件を補足する情報 ・決済条件が記載された契約書番号 ・現金の場合は、決済日 ・現金(口座振込)の場合は、締め日、支払期限 ・手形の場合は、締め日、起算日、サイト	任意		
	決済通貨		当該発注書の取引に用いられる通貨	条件によって必須	ISO4217	ISO4217による英文字3文字のコードを指定する 【例:JPY(日本円)、CNY(人民元)、USD(米ドル)】

*GLNの取得について

「FISPA 標準プラットフォーム」を活用するにはGLNの取得が必要となる。しかしながら、過渡期においては、GLNを取得していないは、「N/A」(Not Available)を登録する。今後は過渡期についての程度の期間とするか検討。

【参考】

GS1:

Global Standard One の略。GS1は(本部:ベルギー)国際的な流通標準化機関。複数の地域にまたがるサプライチェーンの効率と透明性を高めるため、国際規格を設計・策定する国際組織である。GS1の規格体系はサプライチェーン用規格として世界で最も広く採用されている。

GLN:

Global Location Number の略。グローバルロケーション番号は、国内および国際間取引において相互に企業や事業所等を識別するための国際標準の事業所コード。GS1(EAN.UCC)が規定している。

GTIN:

Global Trade Item Number の略。GTIN(ジーティン)とは、GS1により標準化された国際標準の商品識別コードの総称のこと。国際標準の商品識別コードと呼ばれているものは、現在広く使われているJAN/EANコードの13桁や8桁(GTIN-13、GTIN-8)、UPCコードの12桁(GTIN-12)、集合包装用商品コード(GTIN-14)の14桁のことをいう。

【発注明細】

区分	項目	項目定義	必須・任意区分	準拠する国際標準	記載方法	
2.発注明細	取引対象商品 特定情報	品番	取引の対象となる商品を一意に特定するためのコード	必須	GTIN	14桁の数字 (GTINの場合) 【例:04512345678903】 ・梱包インジケータ(1桁) + 国コード(2桁) + 企業コード(5桁) + 商品コード(5桁) + チェックディジット(1桁)
		品名	前出の「品番」に対応する商品の名称	条件によって必須 任意企業間で取り交わされる運用規約において、品番だけではなく、自由記入による商品名記載が必須となっている場合は、必須。	なし	自由記入
		色	取引対象商品を特定する情報の1つ。 色違いのある商品で、色を特定するための情報。	GTINがある場合、任意 GTINがない場合、条件によって必須 (色が複数ある場合は必須)	参照可能な国際標準 Pantone Color Code	自由記入
		サイズ	取引対象商品を特定する情報の1つ。 サイズ違いのある商品で、サイズを特定するための情報。	GTINがある場合、任意 GTINがない場合、条件によって必須 (サイズが複数ある場合は必須)	なし	自由記入 適用したサイズ分類 (S/M/Lなど) に沿って記載する。
	発注数量	数量	後述の単位と合わせて、発注者が発注する数量 (枚数、長さ、重さ等) を特定するための数値。	必須	十進法	枚数・本数の場合は整数 長さ、重さを示す場合は、小数点以下3桁の数値 メートル表示の場合、ミリメートルまで表現できる。 キログラム表示の場合、グラムまで表現できる。
		単位	前述の数量と合わせて、発注者が発注数量を特定するための単位。	必須	SI基本単位	長さ:m (メートル) 重さ:kg (キログラム)、t(トン) 個数: 個 枚数: 枚 その他:反、疋、ダース、グロス等
	単価	前述の決済通貨 (通貨コード) と合わせて、商品の取引単位数量当たりの販売価格をあらわす。	必須	十進法	税抜き単価で記載 小数点以下2桁までを記載	
	納期	商品が、発注者の指定場所に到着する日。 なお、「工場出荷日」「出港日」を納期と定義する場合は、基本契約書で定めるなど、あらかじめ取引企業間で取り決めておくことを想定する。	必須	ISO8601	YYYYMMDD (YYYYは西暦の年(4桁)、MMは月(2桁)、DDは日(2桁)) 【例:20130926】 分納の場合はそれぞれロットごとの納期を設定	
	関連情報	展開ブランド名、最終ユーザー名、アイテム、製品品番 (アレル使用) 等、発注対象商品に関連する情報。 たとえば、発注者 = 製品商社である場合に、製品商社の顧客 (アレル企業) での品番を登録する。	任意	なし	自由記入	

【付帯情報】

区分	項目	項目定義	必須・任意区分	準拠する国際標準	記載方法	
3.付帯情報	取引対象商品 特定情報	商品属性 取引対象商品がどのような商品分類に属しているかを示す情報。 各社がそれぞれの定義で商品分類を行って構わない。	任意	参考とする国際標準 GSI_code(最終商品) CPD_code(素材)	GSI_code, CPD_code	
	関連シート番号	計画情報共有 シート番号 基本契約書において、主体者・発注者・受注者間で事前に合意した計画情報項目からなるシートの番号。	条件によって必須 ・事前に計画情報を共有しているのであれば、共有しているシート番号は必須。計画情報が共有されていない場合の発注は、納期・ロット数に関しては、事前の業務条件に則る。	なし	自由記入	
		業務条件確認 シート番号 発注者・受注者で共有する業務条件が記載されたシートの番号。	条件によって必須 ・事前に業務条件を確認しているのであれば、その内容を記載している書類を特定できる番号の記載は必須。	なし	自由記入	
		生機生産依頼書・ 指図書NO ユニフォーム発注の際に、生機を確保するために必要となる依頼書・指図書の番号。	条件によって必須 ・事前もしくは同時添付として生産依頼書・指図書が共有されている場合は、依頼書・指図書No.の記載は必須。	なし	自由記入	
	最終引取期日		発注書した数量の全数量の最終出荷予定日。	必須	ISO8601 YYYYMMDD [YYYYは西暦の年(4桁)、MMは月(2桁)、DDは日(2桁)] 【例:20130926】	
	品質	試験結果の添付の有無	発注者が受注者に対して、取引対象商品に関する品質試験結果の報告書を要求するか否か(品質試験内容そのものの記載ではない)	任意	なし	「あり」又は「なし」の二択
		混用率の明記	製品に使用されている主要材料の割合(たとえば、カミア100%)	任意	なし	自由記入
		品質に関して特筆すべき条件の記載	その他の項目では記載できないが、発注アイテムを特定するために必要な品質に関する要求事項	任意	なし	自由記入
	付帯項目	知的所有権・商標 権取得及び登録の有無等	取引対象商品に関する知的財産権の有無を記載(知的所有権・商標権内容そのものの記載ではない)	任意	なし	「あり」 ないは 「なし」の二択
		サンプル品番、 デザイン品番、 絵型	その他の項目では記載できないが、発注アイテムを特定するために必要な仕様に関する要求事項	任意	なし	自由記入
		原産国	製品の原産国	任意	ISO3166-1 【例:JP(日本)、CN(中国)、US(米国)】	コード選択
		生産工場関連情報	使用する縫製工場	任意	なし	自由記入

4. 「SCM 統一伝票」の現状報告

平成 22 年に「統一のフォーマット」を策定し、従来の専用伝票に代わるものとして運用を開始した。

「原・副材料伝票」については、副資材 3 社（清原株式会社、株式会社三景、島田商事株式会社）が協議を進め、自社伝票を「SCM 統一伝票」に切り替えることを取決めた。本年度では、取引先が自社専用伝票使用を要求してくるところ以外は、すべて切り替えが終了した。

副資材 3 社は、先頭に立って「SCM 統一伝票」の普及に努めているが、このことは「受発注業務」における情報共有にも繋がってきている。

「製品伝票」については株式会社オンワード樫山、オンワード商事株式会社以外は実施されていない。

実施されていない理由は、1.切り替えには、各社とも大きなシステム変更を伴うこと 2.アパレル各社が独自に進めている EDI 化による伝票レスが進んだことである。また、商社は、アパレル側から統一伝票の使用の指示がない限り、自発的には使用できないという事情もある。

「情報化分科会」では将来の EDI 化を目指し「仕入・納品」伝票のフォーマットを統一したが、その延長上にある「SCM 統一伝票」の取り組みは、各社の業務の簡素化が進むだけでなく、業界の標準化にもつながることと結論付けている。

アパレル各社の判断が標準化を進めるか停滞させるかの流れを大きく左右しており、今までの議論並びに取決め事項が無駄にならぬよう、「SCM 統一伝票」の普及については、「情報共有化」の流れと関連づけて検討しているところである。

(1) 「SCM 統一伝票」の使用実績

1) 平成 22 年 11 月～平成 23 年 3 月

「原・副材料」:14 社 34 万枚 「製品」:12 社 11 万枚

2) 平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月

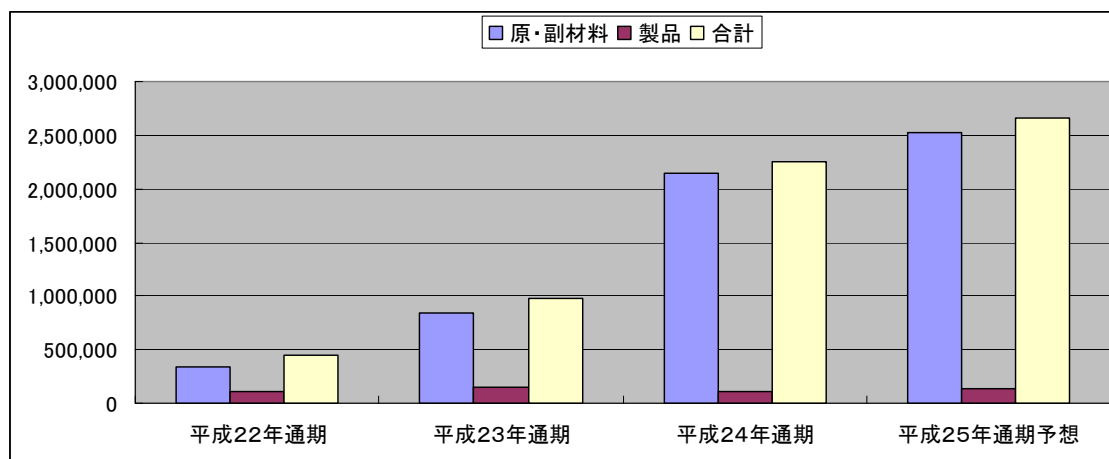
「原・副材料」:11 社 84 万枚 「製品」:9 社 14 万枚

3) 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月

「原・副材料」:10 社 215 万枚 「製品」:4 社 11 万枚

4) 平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月 予想¹²

「原・副材料」:11 社 253 万枚 「製品」:4 社 13 万枚



¹² 10～3 月の使用枚数は昨年並みと予想

5. 今後の課題

第10次TAプロジェクト情報化分科会では、改めて情報の共有化を行う範囲、すなわち、①「ガイドライン」に則った受発注業務、②売買が成立する事を前提として繊維産業の川上から川下まで各企業が必要とする業務系の非競争領域、③国内企業間に加え海外企業との取引にも使用できる事を前提としている、ことの確認を行った。

分科会では、それを踏まえ、「ガイドライン」で取り決めている発注項目の再検討及びその電子化の際に必要な定義付けと使用出来る国際標準コードの確認等を行い、新たに発注項目について取り決めを行った。

本年度は、厚生労働省の業種別中小企業団体助成金を活用し、分科会で取り決めた国際標準に準拠した発注項目を基本に、受発注業務に関する情報の共有化事業を実施した。

その中では、国際標準を取り入れた「FISPA 標準プラットフォーム」（仮称）を作成し、企業間における情報のやり取りについての検証等を行っているところである。

今後の取り組みでは、実証実験を行い、現行の発注コストをどれだけ削減出来るかの検証、受発注領域の国際標準に基づく情報化システムの費用対効果等の検証が重要となってくる。

また、取り決めた「仕入・納品伝票」統一フォーマットが各社のEDIでどのような形で実施されているか、それに伴い「SCM 統一伝票」の活用状況についても調査、検討が必要である。

【参 考】業種別中小企業団体助成金による「情報共有化」事業の経過報告

受発注業務に関する情報の共有化事業では、国際標準を取り入れた具体的な「FISPA 標準プラットフォーム」(仮称)を作成し、企業間における情報のやり取りについて検証等を実施するため、厚生労働省の業種別中小企業団体助成金を申請し、本年7月に認可された。

この事業では「情報共有化」に関する費用対効果の検証、実現可能性の検証等を行うための実証実験の実施、受発注業務に関する費用負担及び利用料金等についても検討を行っている。

1. 「情報共有化」に関する実証実験についての経過報告

昨年度の経営トップ合同会議での検討を踏まえて、下記の事項について明確にするために、実証実験を実施している。

(1) 費用対効果の検証

(2) 実現可能性の検証

実証実験では2回にわたる実際の受発注実験システムを活用しての実現可能性調査と個別企業へのヒアリングとアンケートを実施した。以下は概略についての中間報告である。

(1) 費用対効果の検証

業界標準に基づくITプラットフォームの効果としては、大きくは、電子化の効果、標準化の効果、技術改善の効果(次頁の「定量的な経済効果の分析対象表」参照)及び繊維産業全体についての効果性について検証を進めているところである。

1) 電子化の効果の分析

これまでFAXや郵送、電話での受発注の取引から、インターネット(クラウド)を活用した電子化の世界で得られる効果である。

2) 標準化の効果の分析

各社各様のEDIなどの企業間のシステム開発・運用費が業界標準の1つのITプラットフォームにまとめられる効果である。

3) 技術改善の効果

これまでのEDIなどで専用回線を引いていたコストに対して、インターネット(クラウド)技術を活用することで、通信コストを抑えることが出来る効果である。

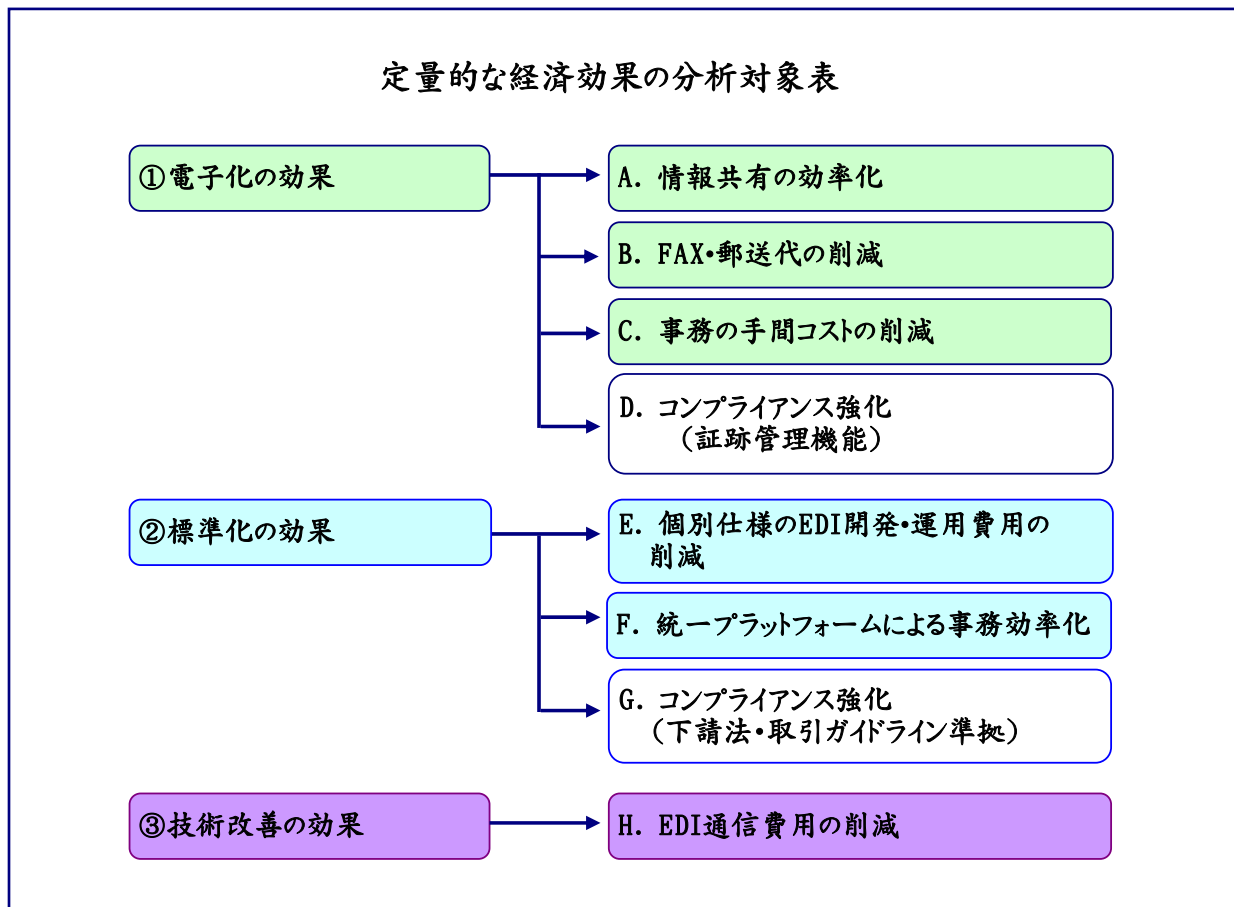
4) 繊維業界川上から川下まで、全体での費用対効果分析の実施

業種ごとに、商品種別(製品、生地、副資材、委託加工)の発注内容が異なることから、業種ごとに費用対効果の分析を行う。

(2) 実現可能性の検証

情報化分科会では、参加委員全員が実験システムのデモシステム操作を行い、受発注業務を執り行うことが出来た。また当日のアンケートでも「全く難しく使えない」という意見を持った方はおらず、実現の可能性は充分あったといえる。

「定量的な経済効果の分析対象表」¹³



¹³ 今回の実証実験ではITプラットフォーム活用の効果のうち、DとGの法令違反コストとなる項目を除いて分析を実施している。

(3)「FISPA 標準プラットフォーム」(仮称)導入に関する費用負担及び利用料金(案)

利用料金の設定については、繊維産業の事業者構成は中小企業者が大半を占めていることから、発注者、受注者双方に経済的メリットが最大限生じることを前提に検討を行っている。また、各社システム導入に関する費用負担や既存システムとのインテグレートについても検討を進めているが、最終決定は実証実験の終了後に取り決めに予定している。

1)「FISPA 標準プラットフォーム」(仮称)導入に関する費用(案)

- ①システムの導入時における費用は原則無料とする。
- ②各社の既存システムとのインテグレート¹⁴はデータ交換方式を採用する。データ交換方式はバッチ方式又はリアルタイム方式のいずれかを選択できることとする。バッチ処理には手動と自動の機能がある。
- ③インテグレートの費用は、自動バッチ方式を採用した場合には150万円を目安としている。
- ④リアルタイム方式を採用する場合は各社ごとの個別見積もりとする。

2)利用料金(案)

- ①「FISPA 標準プラットフォーム」(仮称)利用に関する費用負担は原則発注者負担とする。
- ②利用料金(案)は発注量に応じた課金システムを基本に、1SKUあたり2円を想定している。

*発注者と受注者間での発注確定に至るまでのやり取りに課金される。

¹⁴ 運営するシステム会社から、情報をブラウザに介してマニュアル(エクセルフォーマット)で取り出し、顧客のERP(Enterprise Resource Planning)の略語。企業の基幹業務に関する情報を一元管理することで、企業活動に活用しようとする経営手法。あるいはそれを実現するためのシステム。統合基幹システム、統合基幹業務システムなどともよばれる。)へアップロードするシステム。ERPからデータをエクセル・CSVのフォーマットでダウンロードしブラウザを介して運営するシステム会社へ移行するシステム